

最高裁秘書第1638号

令和8年5月15日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

諮問番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮問を下記のとおり受けたので、通知します。

また、同諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを別添のとおり送付します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

外為法違反被告事件（起訴日は令和2年3月31日及び同年6月15日であり、当該事件に関する捜査の違法性を認めた東京高裁令和7年5月28日判決が確定したことを受けて令和7年6月20日に警視庁副総監及び東京地検公安部長が元被告人に謝罪した冤罪事件）につき、逮捕状、勾留状、勾留延長決定及び保釈請求の各雑事件の担当裁判官の氏名が分かる文書（例えば、既済事件一覧表）

2 苦情の申出がされた日

令和8年4月8日

3 諮問番号等

(1) 諮問番号

令和8年度（情）諮問第10号

(2) 諮問日

令和8年5月8日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

令和8年5月8日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

### 理由説明書

苦情申出人は、東京地方裁判所（以下「原判断庁」という。）がした不開示の判断に対し、令和8年4月7日付け（同月8日受付）司法行政文書の開示に関する苦情の申出書記載のとおり主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考ええる。

### 記

#### 1 開示申出の内容

外為法違反被告事件（起訴日は令和2年3月31日及び同年6月15日であり、当該事件に関する捜査の違法性を認めた東京高裁令和7年5月28日判決が確定したことを受けて令和7年6月20日に警視庁副総監及び東京地検公安部長が元被告人に謝罪した冤罪事件）につき、逮捕状、勾留状、勾留延長決定及び保釈請求の各雑事件の担当裁判官の氏名が分かる文書（例えば、既済事件一覧表）

#### 2 原判断庁の判断内容

原判断庁は、1の開示申出に対し、令和8年2月25日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

#### 3 最高裁判所の考え方及びその理由

- (1) 本件開示申出は、特定日付及び特定の被告事件名で起訴された刑事事件に係る逮捕状の請求等の身柄拘束に関わる各雑事件の担当裁判官の氏名が記載された司法行政文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示を求めるもので

## 【機密性2】

ある。そのため、本件開示申出文書の存否を答えることにより、当該刑事事件の被告人に対し、逮捕状が請求された事実並びに当該被告人が身柄拘束されていることを前提に勾留、勾留延長及び保釈の各請求がされた事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を開示することとなり、この情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号に定める個人識別情報に相当し、同号ただし書イからハまでに相当する事情も認められない。

(2) これに対し、苦情申出人は、特定日付及び特定の被告事件名で起訴された刑事事件に関して、事件を公判前整理手続に付する決定をするなどした原判断庁の裁判官が報道機関の取材に応じたことからすれば、本件開示申出文書の存否が不開示情報に該当するとはいえない旨を指摘する。しかし、前記裁判官は個別の刑事事件について取材に応じたわけではなく、また、報道はあくまでも報道機関がした取材の結果に基づき当該報道機関の方針等に沿って行われたものであるから、原判断庁の裁判官が報道機関の取材に応じたことをもって本件存否情報が「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとはいえない。

(3) よって、原判断は相当である。